

顕彰規定

第1条 この規程は、湖山西自治会の興隆伸展に努め、その寄与した功績
顕著な者を顕彰するに必要な事項を定める。

第2条 湖山西自治会は、次の各号に該当する者について、この規程の
定めるところにより、会長が顕彰する。

- (1) 会の運営に貢献し、その功績顕著な者。
- (2) この会長を勧め退任した者。
- (3) この会の発足後5年以上町内会（区）長並びに各種団体長を勤
め退任した者。但し湖山西自治会の在任期間を含む。
- (4) この会の発足後5年以上事務局職員を勧め退任した者。

第3条 顕彰者には感謝状及び記念品を贈る。

第4条 顕彰は、原則として定例総会で行なう。但し特別の事情がある
ときは変更し、若しくは臨時に行なうことができる。

第5条 顕彰を受ける者が、顕彰の日前に死去したときは、臨時に顕彰
し、感謝状及び記念品は遺族に贈る。

第6条 この規程により顕彰された者は、顕彰者名簿に登録し永くその
榮譽を保存するものとする。

第7条 この規程の適用については、役員会において審査決定するもの
とする。

付則 この規程は、平成4年1月1日から施行する。